

西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託

公募型プロポーザル提案募集要項

令和4年（2022年）9月27日

西宮市産業文化局生涯学習部読書振興課

## 目 次

1 業務等の概要	1
2 参加資格	1
3 募集要項の配布期間及び配布方法	2
4 選定スケジュール	2
5 応募及び参加の手続	2
6 質問の手続	3
7 提案方法及び提案の手続	3
8 審査・選定方法	4
9 最優秀提案事業者との交渉・契約	5
10 結果公表	5
11 提案限度額	6
12 失格事由	6
13 提案事業者が1者又はない場合の取扱い	6
14 留意事項	6
15 中央図書館越木岩分室について	7

(別表) 西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託に係るリスク分担表

別紙1	西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託仕様書
別紙2	西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託公募型プロポーザル スケジュール
別紙3	西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託公募型プロポーザルに係る提出書類
別紙4	西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託公募型プロポーザルに係る提案書作成要領
別紙5	西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託公募型プロポーザルに係る評価項目及び 審査基準

## 1 業務等の概要

業務等の概要は次のとおりとする。

### (1) 件名

西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等

### (2) 目的

別紙1「西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託仕様書」に定められた業務を契約期間にわたり最も効果的・効率的に遂行し、市民へのサービス向上に資することを目的とする。

### (3) 業務内容

ア 西宮市立北部図書館及び分室における窓口等業務

イ 西宮市立中央図書館他におけるバックヤード業務

詳細は、別紙1「西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託仕様書」による。

### (4) 契約(履行)期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### (5) 実施場所

ア 窓口等業務

- ・西宮市立北部図書館（西宮市名塩新町1番地 塩瀬センター2階）
- ・西宮市立中央図書館越木岩分室（西宮市樋之池町5番31号）
- ・同段上分室（西宮市段上町2丁目10番3号 段上公民館1階）
- ・同上ケ原分室（西宮市六軒町1番32号 上ケ原公民館1階）
- ・同甲東園分室（西宮市甲東園3丁目2番29号 アプリ甲東5階）
- ・同高須分室（西宮市高須町1丁目7番91号 高須ダイサービスセンター2階）
- ・同山口分室（西宮市山口町下山口4丁目1番8号 山口センター3階）
- ・同若竹分室（西宮市西福町15番12号 若竹生活文化会館2階）

イ バックヤード業務

- ・西宮市立中央図書館（西宮市川添町15番26号）
- ・西宮市立鳴尾図書館（西宮市甲子園八番町1番20号）
- ・西宮市立北口図書館（西宮市北口町1番2号 ACTA西宮東館5階）

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、図書館は社会教育機関であり、この観点について十分理解している団体であることとし、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定日までの間に、当該参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 令和4年度西宮市競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (3) 西宮市指名停止基準による指名停止措置を現に受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始又は更生手続開始の申し立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 図書館での窓口業務の受託実績を有していること。

### 3 募集要項の配布期間及び配布方法

募集要項の配布期間及び配布方法については、次のとおりとする。

#### (1) 配布期間

令和4年9月27日（火）～同年10月5日（水）

#### (2) 配布場所

西宮市ホームページ及び西宮市立図書館ホームページ

#### (3) 配布方法

ホームページ上に公開している募集要項をダウンロードすることによる配布。

### 4 選定スケジュール

選定スケジュールについては、別紙「西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託事業者選定スケジュール」のとおりとする。

### 5 応募及び参加の手続

応募及び参加の手続は、次のとおりとする。

#### (1) 参加申込み・提出の方法

##### ア 提出期間

令和4年9月27日（火）～同年10月6日（木）午後5時30分まで  
（土曜日、日曜日、祝日は除く）

##### イ 提出場所

西宮市産業文化局生涯学習部読書振興課

所在：西宮市川添町15番26号（教育文化センター2階 西宮市立中央図書館内）

電話：0798-33-2001 FAX：0798-33-2266

受付時間：午前9時30分から午後5時30分まで

##### ウ 提出方法

下記エの提出書類一式を持参する。郵送、宅配、電子メール等によるものは受け付けない。

##### エ 提出書類

別紙3「西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託に関する提出書類等」

(ア) 参加申込書（様式第1号）

(イ) 法人等の概要（様式第2号）

(ウ) 公共図書館窓口業務等受託実績調書（様式第3号）

(エ) 委任状（様式第4号）

#### (2) 参加資格通知

書面（郵送）により通知を行う。書面の発送日は、令和4年10月11日（火）予定。

また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

## 6 質問の手続

質問の手続は、次のとおりとする。

### (1) 質問の提出の方法

#### ア 質問受付期間

令和4年10月12日（水）～同年10月20日（木）午後5時30分まで

#### イ 質問方法

質問書（様式第11号）により電子メールで質問する。

質問提出先メールアドレス vo\_tosyokan@nishi.or.jp

### (2) 質問への回答の方法

#### ア 回答予定日

令和4年10月27日（木）

#### イ 回答方法

西宮市ホームページ及び西宮市立図書館ホームページで回答を公表する。

## 7 提案方法及び提案の手続

提案方法及び提案の手続については、次のとおりとする。

### (1) 提案書等の提出

#### ア 提出期限

令和4年11月10日（木）午後5時30分まで

（土曜日、日曜日、祝日は除く）

#### イ 提出場所

西宮市産業文化局生涯学習部読書振興課

所在：西宮市川添町15番26号（教育文化センター2階 西宮市立中央図書館内）

電話：0798-33-2001 FAX：0798-33-2266

受付時間：午前9時30分から午後5時30分まで

#### ウ 提出方法

下記オの提出書類一式を持参する。郵送、宅配、電子メール等によるものは受け付けない。

#### エ 提案書の内容

別紙4「西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託に係る提案書作成要領」に従って提案書を作成し、提出すること。

#### オ 提出書類

別紙3「西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託に関する提出書類等」

（ア） 提案書1（様式第6号）提案書2（様式第7号）各正本1部、副本7部

（イ） 提案書表紙（様式第5号）（正に表紙をつけること。）

（ウ） 業務従事者調書（様式第8号）

（エ） 見積書（様式第9号）

(オ) 業務委託料見積額内訳書(様式第10号)

(カ) 提案書類の電子データ

カ 留意事項

(ア) 提案書類は返却しない。

(イ) 受付期間後の提出、提出後の差し替え等は認めない。

(ウ) 必要書類が不備の場合は、申請を受け付けない。

(エ) 提案書類は非公開とする。

(2) 提案に関する質疑の実施

市職員で構成する西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託事業者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑を次のとおり実施する。

ア 実施日時

令和4年11月29日(火) ※時間については別途通知する。

イ 場 所

西宮市立中央図書館2階 研修室(西宮市川添町15番26号 教育文化センター2階)

ウ その他

(ア) プレゼンテーションは、1事業者あたり20分程度(説明15分以内、質疑応答5分程度)を予定質疑応答終了後の回答内容の変更は不可とする。

(イ) プレゼンテーションは、非公開とし、提案書に沿って説明すること。その際、提案書の補足説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配布は認めない。

(ウ) 必要に応じてPC、プロジェクターの使用を可とするが、スクリーン以外の機材については、各事業者が準備すること。

(3) 提案の無効に関する事項

以下の事項に1つでも該当する場合は、その者の提案を無効とする。

ア 契約候補者の選定時点において、本要項の第2に規定する参加資格を満たさない者が提案したとき。

イ 委任状を提出していない代理人が提案したとき。

ウ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しなかった者。また、提出書類に漏れのあった者。

エ 自己のほか、他者の代理人を兼ねて提案した者。

オ 2者以上の代理人をした者。

カ 西宮市が提示した提案限度額を超える見積書を提出した者。

キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

8 審査・選定方法

審査・選定方法については、次のとおりとする。

(1) 審査項目・審査基準・配点

別紙5「西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託公募型プロポーザルに係る評価項目と審査基準」のとおりとする。

## (2) 審査方法

審査委員会において、評価項目及び基準に基づき審査を行う。また、審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで審査委員会に開示しないものとする。

## (3) 審査委員会による審査

審査委員会は評価項目及び基準に則り、各提案者の審査（提案書の審査・質疑）を行う。

## (4) 最優秀提案事業者の決定方法

ア 各審査委員の評価点を合計し、合計した評価点が多い者を最優秀提案事業者とする。

イ 合計した評価点と同点である場合は、同点となったものについて、各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。

ウ 上記のいずれの方法でも決定できない場合は、審査委員会委員による合議又は多数決により決定する。

エ 最低基準点未満の事業者については、選定しない。

オ 最低基準点は、価格評価点を除いた評価点の合計点の6割とする。

カ 参加事業者が1者であった場合も提案審査を行い、その得点が最低基準点以上であればその事業者を最優秀提案事業者とする。

## (5) 提案審査の結果通知

選定結果については、審査を受けた提案者すべてに対し、書面（郵送）により通知を行う。書面の発送日は令和4年12月7日（水）予定。

通知後、契約候補者として特定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に西宮市に説明を求めることができるものとする。

## 9 最優秀提案事業者との交渉・契約

最優秀提案事業者との交渉については、以下のとおりとする。

### (1) 審査委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、受託候補者に特定する。

なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって特定結果に影響がないかどうか十分考慮し、審査委員会に変更内容を報告するものとする。

### (2) 最優秀提案事業者が契約締結までに、本要項第2に規定する参加資格のいずれかを満たさなくなった場合又は事故等の特別な理由により契約が不可能になった場合等においては、審査委員会により選定された次点事業者を受託候補者とし、交渉を行う。

### (3) 契約締結は、本市の契約に係る事務手続の完了後、行うものとする。

### (4) 契約保証金については、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）第21条の規定により契約金額の年額相当額の100分の5以上とする。

## 10 結果公表

契約締結後、次の内容を西宮市ホームページ及び西宮市立図書館ホームページにおいて公表する。

### (1) 最優秀提案事業者（受託候補者並びにその提案金額と評価点）

- (2) 全提案事業者の名称（申込順）（ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。）
- (3) 全提案事業者の評価点（評価点及び順位付け。最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- (4) 評価項目・基準、配点
- (5) 審査委員会委員の役職名
- (6) その他、必要な事項

#### 1.1 提案限度額

提案限度額は以下のとおりとする。

総額 332,114,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 1.2 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

- (1) 審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者特定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### 1.3 提案事業者が1者又ははない場合の取扱い

提案事業者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点について価格評価点を除いた合計点が6割以上を獲得していない場合は、提案事業者なしとする。提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、審査委員会において検討を行うこととする。

#### 1.4 留意事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者特定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本プロポーザルに参加する者は、本委託契約に係る契約約款を事前に確認し、契約後は遵守すること。なお、変更は認められない。  
(参考) 西宮市ホームページ「契約書（契約約款）・特約・誓約書」
- (4) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 提出された提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、提案者に帰属するものとし、審査



事業者特定の用以外に無断で使用しない。

(7) 窓口業務等委託に係るリスク分担については、別表のとおりとする。

#### 1.5 中央図書館越木岩分室について

本市では、「(仮称)越木岩センター整備事業」が進行中であり、中央図書館越木岩分室の建替えに伴い、令和6年度以降に業務場所の移転に伴う業務及び窓口・蔵書管理業務の縮小・変更が予定されている。ただし、工期及び業務変更の内容が未定であるため、本プロポーザルにおいては仕様書に基づく提案により、事業者の審査及び特定を行うものとし、契約後、詳細が決まり次第、協議するものとする。

(別表) 西宮市立北部図書館及び分室窓口業務等委託に係るリスク分担表

	種類	内容	責任者	
			西宮市	受託者
共通	法令等の変更	事業運営に影響のある法令等の影響	協議事項	
	第三者賠償	窓口において第三者に損害を与えた場合		○
	不可効力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
		受託者の責任による遅延・中止		○
受託者の事業放棄・破綻			○	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
準備段階	引継コスト	引継コストの負担		○
運営段階	施設等の損傷	施設・機器等の損傷	協議事項	
		運営上の瑕疵による火災等事故		○
	債務不履行	市側の協定内容の不履行	○	
		受託者の事由による業務並びに協定の不履行		○
	消耗品等	業務遂行に必要な光熱水費・機器類等	○	
		自らの事務に必要なパソコン、消耗品等		○
	服装	統一された服装及び名札		○
	Eメールの設置	読書振興課と各分室間の連絡用		○
	研修経費	全ての研修費用		○
	時間外打合せ	業務責任者及び業務副責任者との打合せ		○
損害賠償	受託者が損害を受けた場合、市の責めに帰すべき場合を除く		○	
引継ぎコスト	委託期間満了後の次の受託者への引継ぎ		○	

\* 1 自然災害（地震・台風等）等への対応

①建物、設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じます。

②災害発生時には、災害対応のために業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

\* 2 サービス提供に伴う施設・機器等の損傷リスクへの対応、サービス提供に伴って基幹的な設備機器等が損傷した場合、管理上の瑕疵がある時は受託者が、それ以外は市がそのリスクを負うものとしします。

(注) 基幹的な設備機器等：電気設備、衛生設備、消防設備、空調設備、通信設備